

工事成績採点表に係る「Q&A」

(令和5年12月1日版)

○指定部分完了検査について

Q1 指定部分完了検査が行われたときは、完了検査時における評点を金額により加重平均することとされているが、どの金額を用いるのか。

A1 最終の請負額と指定部分完了検査対象の出来形相当分の金額(請負額相当)を用いることとなります。

△バラツキの評価について

Q2 考査項目(細別)の「出来形」の判断基準において、バラツキで判断不可能と扱われるのは、どれくらいの打点(測点)数のときか。

A2 打点数は問いません。バラツキで判断不可能と扱われるのは、管理項目を設定していない場合や規格値が下限値のみの場合、同様の幅の上限値を仮定してバラツキを判断しますが、その仮定ができない場合となります。例えば、規格値が設計値以上となっている項目、上限値のみの項目等です。

Q3 出来形のバラツキを確認するにあたり、当該工事に複数の管理すべき項目があった場合、どれをバラツキの評価対象項目とするのか。

A3 工事成績評定を行うにあたり、出来形に関しては『バラツキ』を確認して判定する必要があります。

工種が複数ある工事においては、主要な工種が対象となりますが、一つの工事に橋梁上部工と下部工、橋梁下部工と基礎工等が含まれる場合や工事の目的から判断して、複数の工種が対象となる場合もあります。

また、主要な工種において出来形の管理項目が多数ある場合には(例えば、道路改良の路盤工が主要な工種の場合、出来形の管理項目は基準高、路盤幅、路盤厚等が該当します。)、これらの総トータルが範囲に含まれるかを総合的に判定して評価することとなります。

したがって、**受注者**は、主要な工種に関して管理項目が多数あるときは、集計表を作成する必要があります。

例1) 主要な工種が「路盤工」で、その施工延長440mでの出来形の場合
注1

工種及び管理項目	全測点数	50%範囲内測点数	80%範囲内測点数
路盤工			
基準高	36	21	33
路盤幅	7	5	7
路盤厚	3	1	2
...	.	.	.
...	.	.	.
合計	46	27	42
割合		58%	91%

測定基準が40mのため測点数12点で、中心線及び端部で測定するため測定数は36点となる。

測定基準が80mのため測点数7点となる。

測定基準が各車線200m毎に1箇所のため測点数3点となる。

このケースでは80%範囲に測定数の91%が収まっていますので、規格値の概ね80%範囲内と評価されます。(評価方法については、「Q&A4」を参照)

※注1

ここで言う施工延長とは、主要な工種の延長等のことを言います。

例えば、河川工事などで、左右岸に護岸を設置する場合、主要な工種が護岸工であれば、それぞれの護岸延長の総和を施工延長とします。

施工延長 L = 200m

護岸工 (左岸) L = 200m

護岸工 (右岸) L = 200m

であれば、ここで言う施工延長は L = 400m となります。

側溝整備工事や歩道工事でも同様の扱いとなります。

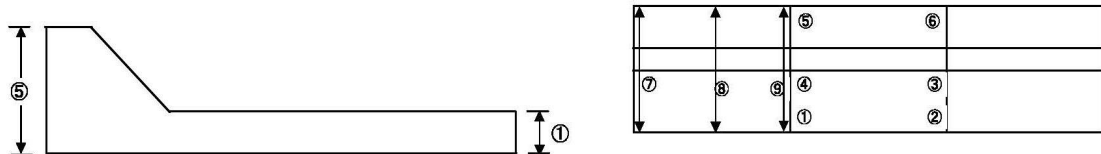
A3続き

例2) 港湾工事出来形管理基準「7-1 場所打コンクリート工」防波堤の出来形の場合

出来形管理基準の測定密度は、下記のとおりとなっています。

管理項目	測定密度
天端高又は 厚さ	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所
天端幅	1スパン3箇所

模式図



天端高又は厚さは、天端面とパラペット頂部を別々に管理します。また、パラペットがないフラット断面の上部工については天端面と同様の扱いとします。

上部工が4スパンの例

工種及び 管理項目	全測点数	50%範囲 内 測点数	80%範囲 内 測点数
上部工			
天端高(天端面)	16	10	14
天端高 (パラペット頂部)	8	4	7
天端幅	12	6	12
法線に対する出入り	8	3	5
合計	44	23	38
割合		52%	86%

1スパン当たり4箇所(模式図①②③④)なので測点数が16点となる。

1スパン当たり2箇所(模式図⑤⑥)なので測点数が8点となる。

1スパン当たり3箇所(模式図⑦⑧⑨)なので測点数が12点となる。

1スパン当たり2箇所なので測点数が8点となる。

Q4 管理図において、打点等が50%（80%）以下と判断されるためには、全点がこの範囲内に含まれる必要があるのか。

A4 50%（80%）の上下限値の範囲の中に**全点の8割以上**が収まっていれば、範囲に含まれるものとして扱うこととします。なお、**受注者**は、図中にこれまでの上下限値に加えて、50%及び80%の範囲も明瞭に視認できるよう、これらのラインを書き込む必要があります。

□ 考査項目「2.施工状況、I.施工管理」について

Q5 監督員用②『建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。』という項目があるが、具体的にはどのような取り組みが対象となるのか。また、その確認方法は。

A5 これまで評価対象としていたリサイクル(再資源化)に加え、リユース(再利用)、リデュース(減量)への取組が対象となります。
対象工事において、これらのいずれかが確認できれば評価することとなります。
なお、**受注者**がこれらの評価を求めるときは、リサイクル、リユース、リデュースに係わる写真、数量等を確認できる資料を提出する必要があります。

◇ 評価項目に関する資料等について

Q6 評価項目において『コンクリートの運搬時間』『再利用への取組』『環境に配慮した取組』等、資料の整備がなされていないと確認できない項目がある。

A6 検査時において評価項目に関する資料が整備されていない場合、その項目は『できていない』として扱われることとなります。
したがって、**受注者**は、出来形管理図等必須とされている書類以外にも、よりよい評価のためには『コンクリートの運搬時間』『再利用への取組』『環境に配慮した取組』等、評価項目に対応する多数の書類の整備が必要となります。

☆ 考査項目「6.社会性等、I.地域への貢献度」について

Q7 総括監督員用③『道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。』、『地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。』という項目があるが、工期外の取り組みも対象となるのか。

A7 工期内での取り組みが対象となります。

▽ 考査項目「7.法令遵守等」について

Q8 法令遵守等に該当する処分が検査後に確定した場合に減点はどのように行うのか。また、例えば該当工事の現場代理人が贈収賄により逮捕され、指名停止などの処分がなされた場合などにおいても評価の対象とするのか。

A8 法令遵守等に該当する処分は、原則、当該工事を施行したことに起因した処分が評価対象となり、他の工事で処分がなされたケースは該当しないこととしています。よって、質問のようなケースは、直接的に工事に起因するものでない限りは評価対象外です。

検査時点で処分が確定していないときは、評価ができませんので、処分はないものとして採点し、後日、処分が確定した段階で評定点を修正することとなります。

なお、後日、減点をしたケースでは、受注者に対する評定点の通知は、検査終了時と減点時の2回行われることとなります。

◎ 考査項目「3.出来形及び出来ばえ、Ⅱ.品質管理」について

Q9 『検査者用⑩-10：石材投入工事』の様式は、人工リーフ等の工事において使用することができるのか。

A9 この様式は漁港漁場整備課が所管するもので、面的な捨石投入ではなく、漁場整備における点的な捨石を行う工事（具体的には、ウニ・アワビ種苗）を対象としているものです。

したがって、人工リーフ等の工事は「海岸工事」で評価を行うこととなります。

● 項目別評定表(別紙)について

Q10 項目別評定表において、評定点の合計が小計のトータルと合わないケースがある。

A10 評定点の合計は小数第一位を四捨五入し、整数としています。
各評価項目の細別については小数第二位を四捨五入しているため、合わないことがありますのでご理解ください。

▲ 評定結果の通知について

Q11 中間、出来形、指定部分完了検査でも、受注者に対して「評定の結果」が通知されるのか。

A11 受注者に対して、評定結果の通知を行うものは、「完成検査」のみとなります。